

## 議第70号

**滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第5条第2項中「、別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

別表第1第1項第1号中「指導および訓練」を「支援をし、またはこれに併せて治療(上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改め、同項第2号ただし書中「通わせる指定児童発達支援事業所」の右に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加え、同項第3号ア(ア)中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同号ア(イ)中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改め、同号イ(ア)中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「イにおいて同じ。」を削り、「および便所」を「、便所および静養室」に改め、同号イ(ア)ただし書を削り、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(ア)に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)として必要な設備を設けること。

別表第1第1項第3号イ(ウ)中「(主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所または主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所を除く。)」を削り、同号イ

(ウ) a 中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同号イ(ニ)ただし書中「場合は」の右に「、(イ)に規定する設備を除き」を加え、同項第4号アただし書中「同一の敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改め、同号ウ(ク)から(ウ)までを次のように改める。

(ク) 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる障害児の数が40人以下である指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(イ) 嘱託医の数は、1人以上とすること。

(ウ) 児童指導員および保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。

別表第1第1項第4号ウ(カ)中「(ニ)」を「(ク)および(ケ)」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(コ)とし、同号ウ(ニ)中「および嘱託医」を「、嘱託医および(キ)に規定する従業者」に改め、同号ウ(ニ)を同号ウ(ク)とし、同号ウ(ク)の次に次のように加える。

(ケ) (キ)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者とする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、当該指定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。

別表第1第1項第4号ウ(ウ)の次に次のように加える。

(ニ) 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。

(カ) 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

a 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

b 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務を行う場合

c 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務

を行う場合

(カ) (イ)の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を(ウ)の児童指導員および保育士の総数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

(キ) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所として必要とされる数の従業者を置くこと。

別表第1第1項第5号ウ中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第6号ウ(ア)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号ウ(イ)中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額（法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。以下同じ。））」を「次のaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める額」に改め、同号ウ(イ)に次のように加える。

a bに掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額（法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。以下同じ。）

b 治療を行う場合 aに掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

別表第1第1項第6号エ中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号オ中「の支給」を「または肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改め、同項第7号イ(ウ)中「当たっては、」の右に「利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」を加え、「ことができるよう、」を「上での」に改め、同号イ(ニ)中「その内容等」を「オ(カ)に規定する領域との関連性および利用者の地域社会への参加等の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容等」に改め、同号イ(イ)中「利用者」の右に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者」を加え、同号イ(キ)中「通所給付決定保護者」の右に「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同号エ(ク)中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価（以下(ニ)において「自己評価」という。））」に改め、「による評価」の右に「（以下(ニ)において「保護者評価」という。））」を加え、「当該評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評

価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、」に改め、同号エ(ク)を同号エ(コ)とし、同号エ中(キ)を(ク)とし、(ニ)から(カ)までを(カ)から(ク)までとし、(ウ)の次に次のように加え、同号エを同号オとする。

(ニ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。

(カ) 利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下(カ)および(コ)ならびにカにおいて同じ。）の確保ならびに(コ)の規定による指定児童発達支援の事業の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこと。

別表第1第1項第7号ウの次に次のように加える。

エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。

別表第1第1項第7号に次のように加える。

カ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（オ(カ)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

キ 指定児童発達支援事業者は、利用者が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、利用者の地域社会への参加等の推進に努めること。

別表第1第1項第8号中「指導、訓練等」および「生活指導」を「支援」に改め、同項第16号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改め、同項第18号ア中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第21号イ中「もしくは特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費もしくは肢体不自由児通所医療費」に改め、同号ウ中「指定児童発達支援事業者」の右に「（治療を行うものを除く。）」を加え、同表第3項第1号ア中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同号イ中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改め、同項第3号中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第3第1項第1号中「訓練」を「支援」に改め、「指導および」を削り、同項第2号ならびに同表第2項および第3項中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改める。

別表第4第3項第3号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能

の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の右に「この号において」を加え、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、および」を「」を行い、ならびに」に、「職業訓練または」を「職業訓練もしくは」に改め、同表第5項第2号中「別表第1第1項第6号」の右に「ア、イおよび」を加え、同表第6項第3号中「オ」を「キ」に改め、「ならびに別表第2第3項第3号および第4号」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、同号カ中「行う」とあるのは、「行うよう努める」と読み替えるものとする。

別表第4第7項中「、第7号」の右に「（キを除く。）」を加え、「同項第7号ウ（ア）」を「同項第7号イ（エ）中「オ（オ）」とあるのは「別表第4第7項において準用するオ（オ）」と、「関連性および利用者の地域社会への参加等の観点」とあるのは「関連性」と、同号ウ（ア）」に、「同号エ（ク）中「事業」を「同号オ（オ）中「事業について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」に改め、「「内容」の右に「について」を、「による評価」の右に「（以下（オ）において「保護者評価」という。）」を加え、「当該評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、」に、「第7号エ（カ）」を「第7号オ（ク）」に改める。

別表第5第3項中「、第7号」の右に「（オ（オ）およびカを除く。）」を加え、「からオ」を「からキ」に改め、「、別表第2第3項第3号および第4号」を削り、「同項第7号ウ（ア）」を「同項第7号イ（エ）中「オ（オ）に規定する領域との関連性および利用者」とあるのは「利用者」と、同号イ（オ）中「当たる担当者等」とあるのは「当たる担当者および当該利用者に係る訪問先施設の担当者等」と、「当該担当者等」とあるのは「これらの者」と、同号ウ（ア）」に、「同号エ（ク）中「事業」を「同号オ（オ）中「の事業」に、「「内容」を「「の内容」に、「利用者の保護者による評価を受けて常に」を「を受けて」に、「「常に」を「および当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（以下（オ）において「施設評価」という。）を受けて」に、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」を「および保護者評価」に、「図ること」を「保護者評価および施設評価」と、同項第11号カ中「行う」とあるのは「行うよう努める」に、「第7号エ（カ）」を「第7号オ（ク）」に改める。

別表第6第1項第1号中「別表第2第3項および」を削り、同項第2号中「、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所」および「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同表第3項第1号中「、別表第2第2項第1号および第4号」および「、別表第2第2項第1号および第4号中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改め、「いう。）」の右に「ならびに障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加える。

別表第1第1項第3号アおよび同項第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同表第2項第6号中「心理指導」を「心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同項第6号の2中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同表第3項第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」を「障害者総合支援法」に改め、同表第4項第3号アおよびイ中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改め、同表第5項第1号中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同項第2号ウ中「当たっては、」の右に「利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」を加え、「ことができるよう、」を「上での」に改め、同号オ中「利用者」の右に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者」を加え、同号ク中「以下」の右に「この号において」を加え、同項第4号中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同号中クをコとし、エからキまでをカからケまでとし、ウの次に次のように加え、同号を同項第6号とする。

エ 利用者ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めること。

オ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。

別表第1第5項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。

別表第1第5項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、移行支援計画の作成等を行うこと。

ア 適切な方法により、課題把握を行うこと。

イ 移行支援計画の作成に当たっては、利用者が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な支援の内容について検討を行うこと。

ウ 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、利用者が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な取組等を記載した移行支援計画の原案を作成すること。

エ 移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の評価（利用者に対する継続的な課題把握を含む。）を行うこと。

オ 少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、移行支援計画の変更を行うものとする。

カ 前号イおよびオからキまでの規定は、移行支援計画の作成について準用する。

キ 前号イ、オからキまでおよびケならびにアからウまでの規定は、オ後段の変更について準用する。

別表第1第6項中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同表第17項第2号ア中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同号ウ中「第5項第4号カ」を「第5項第6号ク」に改め、同表第19項第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同表第22項に次の2号を加える。

(5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(6) 設置者は、第3号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第2第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第5号中「訓練室」を「支援室」に改め、同表第2項第3号アおよびイ中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同表第4項中「同表第5項第3号イ」を「同表第5項第4号イ」に、「第5項第4号カ」を「第5項第6号ク」に改める。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指導」の右に「または支援」を加える。

第6条第9号および第10号を次のように改める。

(9) 児童発達支援センター 別表第10

(10) 削除

第6条に次の1号を加える。

(14) 里親支援センター 別表第15

別表第1第5項第4号中「の児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）」を「の施設長」に改め、同表第8項第1号および第2号ならびに同表第11項第1号中「および児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センターおよび里親支援センター」に改める。

別表第3第4項中「ついて」の右に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見または意向」を加え、同表第7項中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

別表第4第4項中「福祉事務所」の右に「、母子・父子自立支援員」を加え、「公共職業安定所等」を「公共職業安定所、児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

別表第7第6項中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

別表第8第1項第3号アおよび第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同表第2項第5号中「、心理指導」を「、心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同項第6号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

別表第9第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改め、同表第2項第3号ア中「心理指導担当職員」を「心理支援担当職員」に改める。

別表第10中「福祉型児童発達支援センターの設備」を「児童発達支援センターの設備」に改め、同表第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 児童発達支援センターの設置者は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
- (2) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターの設置者は、前号に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、診療所として必要な設備を設けること。
- (3) 児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 発達支援室

(㊦) 定員は、おおむね10人とすること。

(イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

イ 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

別表第10第1項第4号および第5号を削り、同表第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2) 児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員（以下この項において「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下この号において同じ。）を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務を行う場合

ウ 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

(3) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターの設置者は、前2号に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、診療所として必要な職員を置くこと。

別表第10第2項第4号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員および看護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。この場合において、機能訓練担当職員および看護職員の合計数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

(5) 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とする。

別表第10第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同表第4項を次のように改める。

4 障害児に対して行う心理学的および精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたらないこと。

別表第10第5項中「は福祉型児童発達支援センター」を「は、児童発達支援センター」に改め、「、同表第6項の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ」を削る。

別表第11を次のように改める。

別表第11 削除

別表第12第4項中「児童相談所」の右に「、児童家庭支援センター、里親支援センター」を加える。

別表第13第3項中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

別表第14の次に次の1表を加える。

別表第15（第6条関係）

#### 里親支援センターの設備および運営に関する基準

1 里親支援センターの設置者は、事務室、相談室等の里親および里親に養育される児童等ならびに里親になろうとする者（以下この表において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること。

2 職員

(1) 里親支援センターの設置者は、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員および里親研修等担当者を置くこと。

(2) 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童等（法第27条第1項第3号または第31条第2項の規定により里親に委託された児童等をいう。）の養育の経験を有する者または小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。）もしくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設の職員として、児童等の養育に5年以上従事した者であって、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度への理解およびソーシャルワークの視点を有するもの

ウ 里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度の普及の促進および新たに里親になることを希望する者の開拓に関して知事がアまたはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(3) 里親等支援員は、前号アもしくはイに該当する者または里親等への支援の実施に関して知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者とする。

(4) 里親研修等担当者は、第2号アもしくはイに該当する者または里親および里親になろうとする者への研修の実施に関して知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力

を有すると認める者とする。

- 3 里親支援センターの長は、前項第2号アもしくはイに該当する者または知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者に該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものとする。
- 4 里親支援センターにおける支援は、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度の普及の促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者および里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親または小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童等および里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行うこと。
- 5 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、都道府県、市町村、児童相談所、里親に養育される児童等の通学する学校、児童福祉施設、児童委員等と連携すること。
- 6 別表第3第6項の規定は、里親支援センターについて準用する。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

付則第2項から第4項までを削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

付則第2項中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。）」に改める。

付則第5項中「別表第2第6項第2号ウ」を「別表第2第6項第2号エ」に、「同号エ」を「同号オ」に改める。

付則第13項および第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1第1項第3号オ中「同一の敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改め、同項第6号イ(イ)中「当該居宅介護計画を」の右に「利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をい

う。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同号エ中(ニ)を(イ)とし、(ニ)から(ク)までを(イ)から(ニ)までとし、(ウ)の次に次のように加え、同号エを同号オとする。

(ニ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第1第1項第6号ウの次に次のように加える。

エ サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第1第3項第2号および第4項第2号中「第6号エ(ア)」を「第6号オ(ア)」に改め、同表第6項第1号イ(ニ)中「同一の敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改め、同号エならびに同項第2号および第3号中「第6号エ(ア)および(キ)から(ク)」を「第6号オ(ア)および(ク)から(コ)」に改める。

別表第2第2項第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表第3項第11号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同表第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および指定特定相談支援事業者等」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

別表第2第6項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第2第6項第4号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第2第6項第5号中「別表第1第1項第6号エ(キ)から(ク)」を「別表第1第1項第6号オ(ク)から(コ)」に改め、同表第11項第2号ウ中「別表第1第1項第6号エ(ク)」を「別表第1第1項第6号オ(ク)」に改める。

別表第3第1項第3号イ、エおよびカ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第9号および同表第2項第1号中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に改め、同項第4号アおよびイ中「別表第7第2項第3号」を「別表第7第2項第4号」に改める。

別表第4第1項第5号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第4第1項第7号および同表第2項第1号中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に改める。

別表第5第6項第1号イ中「当該重度障害者等包括支援計画を」の右に「利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に」を加え、同項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第5第7項中「第6号エ(キ)から(ク)までおよび」を「第6号エおよびオ(ク)から(コ)までならびに」に改める。

別表第7第1項第2号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第5号および同表第2項第1号中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス基準条例別表第7第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準条例別表第7第2項第1号に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）または介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第3項第3号アにおいて同じ。）は、3平方メートルに指定通所リハビリテーション（同表第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の数は、当該指定通所リハビリテーション事業所において提供される指定通所リハビリテーションの利用者の数を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上とすること。

ウ 共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第7第3項第1号中「基準該当障害福祉サービス（）」の右に「第3号に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）および」を加え、「については、別表第3第3項第1号の規定を準用する」を「は、次に掲げるとおりとする」に改め、同号後段を削り、同号に次のように加える。

ア 指定通所介護事業者等または指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等または指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

イ 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室または指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 従業者の数は、指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数とを合計した数を、指定通所介護事業所等または指定通所リハビリテーション事業所において提供される指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数とみなした場合における当該指定通所介護事業所等または当該指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上とすること。

エ 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第7第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院または診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（イにおいて「病院等基準該当自

立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積は、3平方メートルに病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者を配置するとともに、次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士等、看護職員または介護職員を当該（ア）または（イ）に定める数以上配置していること。

（ア）10人以下 1人

（イ）11人以上 利用者の数を10で除して得た数

ウ 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第8第1項第5号および第2項第1号ならびに別表第9第6項中「第6号エ（キ）から（ク）」を「第6号オ（ク）から（コ）」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改める。

別表第10第8項中「第6号エ（キ）から（ク）」を「第6号オ（ク）から（コ）」に改める。

別表第11第1項第2号イ中「および第4号」を「、第4号および第6号」に改め、「工賃」との右に「、同項第6号中「賃金および工賃」とあるのは「工賃」と」を加え、同項第3号中「第6号エ（キ）から（ク）」を「第6号オ（ク）から（コ）」に改め、同表第2項第2号中「第6号エ（キ）から（ク）」を「第6号オ（ク）から（コ）」に改め、「第5項（第5号を除く。）」の右に「、別表第10第5項第6号」を加え、「読み替える」を「、別表第10第5項第6号中「賃金および工賃」とあるのは「工賃」と読み替える」に改める。

別表第12第2項を次のように改める。

2 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型（以下この表においてこれらを「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたは障害者就業・生活支援センターであること。

別表第13第2項を削り、同表第3項第3号アおよびイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に掲げる数

（ア）60人以下 1人

（イ）61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60人または60人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

イ アに掲げる場合以外の場合 次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に掲げる数

(ア) 30人以下 1人

(イ) 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または30人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

別表第13第3項第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前2号」を「第2号および第3号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加え、同項を同表第2項とする。

(4) 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この項において「指定地域相談支援基準省令」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を前号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

(5) 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第3号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

別表第13第4項第1号中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の右に「、またはテレビ電話装置等を用いて」を加え、同項を同表第3項とし、同表第5項中「別表第13第5項」を「別表第13第4項」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改め、同項を同表第4項とする。

別表第14第1項第1号中「または食事」を「もしくは食事」に改め、「効果的に」の右に「行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する利用者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加え、同項第3号オ中「、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と」を削り、同項第4号オ中「必要な援助」の右に「を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加え、同項第6号イ中「別表第1第1項第6号エ(キ)から(ク)」を「別表第1第1項第6号オ(ク)から(コ)」に改め、同項第9号ウ中「およびイ」を「からケまで」に改め、同号ウを同号コとし、同号中イを

キとし、キの次に次のように加える。

ク 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（ケにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。ケにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ケ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第14第1項第9号アを同号カとし、同号にアからオまでとして次のように加える。

ア 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。

イ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会（以下イおよびウにおいて「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

ウ 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。

エ 指定共同生活援助事業者は、イの規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

オ イからエまでの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

別表第14第2項第1号中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつもしくは」に改め、「の援助」の右に「またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加え、「または食事」を「もしくは食事」に改め、同項第4号ケ後段を削り、同項第7号中「協議の場の設置等」を「連携等」に改め、同号に次のように加える。

ウ アおよびイに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の連携等については、前項第9号アからオまでの規定を準用する。この場合において、同号オ中「もの」とあるのは、「もの（別表第14第2項第7号アに規定するものを除く。）」と読み替えるものとする。

別表第14第2項第8号中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に、「(ウを除く。)」を「カからケまで」に改め、同表第3項第1号中「援助および」を「援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助および」に、「食事」および「または食事」を「もしくは食事」に、「の援助を」を「の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を」に改め、同項第2号イ中「、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」とを削り、同項第5号中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に、「第9号(ウを除く。)」を「第9号(コを除く。)」に改める。

別表第15第1項中「、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例別表第2第2項第1号に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同表第2項第1号中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

別表第16第3項第1号および第3号中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第5号中「他の職務に」の右に「従事し、または当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加え、同表第5項中「第6号エ(キ)から(ク)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改める。

第6条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「および第7号」を「、第7号、第8号および第9号」に改める。

第4条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 就労選択支援 別表第8の2

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2（第4条関係）

就労選択支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下「就労に関する評価および整理」という。）を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。
- 2 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有

すると知事が認めるものであること。

### 3 従業者

- (1) 指定就労選択支援事業者は、当該指定就労選択支援の事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）ごとに、指定就労選択支援事業所の管理者および就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。
- (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- (3) 前号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定就労選択支援の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。
- (4) 就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定就労選択支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからケまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

### 4 就労に関する評価および整理の実施

- (1) 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うこと。
- (2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施により、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次号の規定による会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- (3) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果の作成に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (4) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供すること。
- (5) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。

- 5 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報の提供を行うよう努めること。
- 6 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第6号オ(ク)から(ニ)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(イを除く。)までおよび第17号、別表第2第2項第2号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第4号、第8項第1号、第9項第1号および第2号、第10項、第11項(第2号アを除く。)ならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号アおよびイ、第5号アおよびイ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第8の2第6項において読み替えて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第4号中「より、療養介護計画に基づき」とあるのは「より」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8の2第6項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8の2第6項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する別表第2第12項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8の2第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「省令第34条の9第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「協力医療機関」と、別表第8第1項第4号エ中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下エにおいて同じ。）」と、同号オ中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

別表第9第5項に次の1号を加える。

- (6) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第26項第1号中「第4項第7号」を「第6項第7号」に改め、同項を同表第28項とし、同表第25項第4号を同項第9号とし、同項に次の2号を加える。

(10) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(11) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第25項第3号中「協力医療機関」の右に「（第11号において「協力医療機関」という。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第2号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加え、同項を同表第27項とする。

(2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。

(3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会（以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けること。

(5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

(6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

別表中第24項を第26項とし、第21項から第23項までを2項ずつ繰り下げ、同表第20項第2号イ中「第4項第10号ケ」を「第6項第10号ケ」に改め、同号ウ中「第6項第4号カ」を「第8項第8号キ」に改め、同号エ中「第23項第2号」を「第25項第2号」に改め、同号オ中「第24項第2号」を「第26項第2号」に改め、同号カ中「第25項第2号」を「第27項第7号」に改め、同項を同表第22項とし、同表中第19項を第21項とし、第7項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、同表第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号

シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「当たる担当者等」の右に「（第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウに後段として次のように加え、同号ウを同号エとする。

この場合においては、第5号に規定する地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

別表第6項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

別表第6項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加え、同号を同項第8号とする。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第6項第3号の次に次の4号を加え、同項を同表第8項とする。

- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。
- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この項において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者（当該指定障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。次号および第7号において同じ。）を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、課題把握の際に地域移行等意向確認等において把握または確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。

別表第5項を同表第7項とし、同表第4項第1号中「第14項第1号」を「第16項第1号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第3項第2号ア中「）、理学療法士または作業療法士を「）、理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。））」に、「理学療法士または作業療法士を」を「理学療法士等を」に改め、同号ウおよびオならびに同項第3号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項を同表第5項とし、同表第2項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

- 2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずること。
- 3 設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行うこと。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業」を削る。

付則第2項中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。））」に改める。

付則第4項中「、別表第5第6項」を削る。

別表第1第7項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。））」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「開催」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

別表第1第7項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第1第7項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。

別表第1第15項第2号イ中「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第2第4項第2号、第4号および第6号中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同表第11項中「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第3第2項第1号から第3号までの規定中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同表第5項および別表第4第5項中「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第5第6項中「別表第2第2項（第3号を除く。）」を「別表第2第2項第2号」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に、「別表第5第6項」を「別表第5第7項」に改め、「別表第2第2項第1号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とを削り、同表第6項を同表第7項とし、同表第5項を同表第6項とし、同表第4項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項第7号中「別表第5第3項第2号」を「別表第5第4項第2号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項中「第6項」を「第7項」に改め、「（就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。以下同じ。）の規模は、10人以上の人員が利用できるものとする。

別表第6第5項第3号中「別表第5第3項第3号」を「別表第5第4項第3号」に改め、同表第10項中「別表第5第4項および第5項」を「別表第5第5項および第6項」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に、「別表第5第4項第1号中「第6項」を「別表第5第5項第1号中「第7項」に改める。

別表第7第3項中「別表第5第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項」を「別表第5第4項第3号および第5号、第5項ならびに第6項」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に、「別表第5第4項第1号中「第6項」を「別表第5第5項第1号中「第7項」

に改める。

別表第8第1項第1号中「、多機能型による指定医療型児童発達支援の事業」を削り、「別表第5第6項」を「別表第5第7項」に改め、同表第3項第1号中「別表第5第3項第7号」を「別表第5第4項第7号」に改め、同項第2号中「別表第5第3項第5号」を「別表第5第4項第5号」に改め、同項第3号中「別表第5第3項第3号」を「別表第5第4項第3号」に改める。

第9条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。）は」を「いう。）（次条第1項第1号から第4号までおよび第5号から第7号までに掲げる事業を行う者に限る。）は」に改める。

第4条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 就労選択支援 別表第4の2

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第4条関係）

#### 就労選択支援の事業の設備および運営に関する基準

- 1 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下「就労に関する評価および整理」という。）を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。
- 2 就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有するものであること。
- 3 就労選択支援事業者が当該就労選択支援の事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）の規模は、10人以上の人員が利用できるものとする。
- 4 職員
  - (1) 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所ごとに、就労選択支援事業所の管理者および就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。
  - (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、就労選択支援の事業の職員については、別表第1第4項第

2号、第7号、第8号および第12号から第15号まで、別表第2第4項第8号ならびに別表第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第4の2第4項第2号」と読み替えるものとする。

5 就労に関する評価および整理の実施

(1) 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うこと。

(2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施により、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次号の規定による会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

(3) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果の作成に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(4) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供すること。

(5) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。

6 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報の提供を行うよう努めること。

7 別表第1第3項（第2号を除く。）、第5項、第6項、第7項第4号、第9項第1号、第10項から第12項（第4号を除く。）まで、第13項から第15項（第2号アを除く。）までおよび第16項から第20項までならびに別表第2第3項第1号から第3号（ア（ウ）を除く。）まで、第5項第1号、第7項（第3号および第4号を除く。）から第9項（第3号を除く。）までおよび第10項第1号の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第4号中「より、療養介護計画に基づき」とあるのは「より」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第4の2第7項に

において準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第5第6項に次の1号を加える。

(6) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第26項を同表第28項とし、同表第25項第3号を同項第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(10) 設置者は、第7号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第25項第2号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加え、同項を同表第27項とする。

- (2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
- (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会（以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けること。
- (5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
- (6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

別表中第24項を第26項とし、第23項を第25項とし、第22項を第24項とし、同表第21項第2号イ中「第7項第4号カ」を「第9項第8号キ」に改め、同号ウ中「第23項第2号」を「第25項第2号」に改め、同号エ中「第24項第2号」を「第26項第2号」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第20項を第22項とし、第8項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、同表第7項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「当たる担当者等」の右に「（第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウに後段として次のように加え、同号ウを同号エとする。

この場合においては、第5号に規定する地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

別表第7項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

別表第7項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加え、同号を同項第8号とする。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。

別表第7項第3号の次に次の4号を加え、同項を同表第9項とする。

- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。
- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この号および次号において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者（当該障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。次号および第7号において同じ。）を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、課題把握の際に地域移行等意向確認等において把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。

別表中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同表第4項第3号ア中「）、理学療法士または作業療法士」を「）、理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。））」に、「理学療法士または作業療法士を」を「理学療法士等を」に改め、同号ウおよびオならびに同項第4号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項を同表第6項とし、同表第3項を同表第5項とし、同表第2項第1号ア中「第3項第5号」を「第5項第5号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

- 2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずること。
- 3 設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援

助を行うこと。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項第18号アの改正規定、第2条中滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第19項第1号の改正規定ならびに第6条および第9条から第11条までの規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(指定通所支援に係る経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第3号イの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号ウの規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第3号イ（ア）ただし書に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所および同号イ（イ）に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第2号および第4号ウの規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例別表第1第1項第3号イ（ア）ただし書に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所および同号イ（イ）に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第3号イの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新指定通所支援基準条例別表第1第1項第7号カ（新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第3第1項第2号、第2項および第3項ならびに別表第4第

7 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間は、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第7号カ中「公表する」とあるのは、「公表するよう努める」とする。

(児童福祉施設に係る経過措置)

- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、第3条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(連携等に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)別表第14第1項第9号イからエまで(同表第2項第7号ウおよび第3項第5号において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)別表第27項第3号から第5号までおよび第12条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)別表第27項第3号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「設ける」とあるのは

「設けるよう努める」と、「公表する」とあるのは「公表するよう努める」とする。

(地域移行等意向確認等に係る経過措置)

- 12 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新指定障害者支援施設基準条例別表第8項第5号および第6号ならびに新障害者支援施設基準条例別表第9項第5号および第6号の規定の適用については、これらの規定中「選任する」とあるのは「選任するよう努める」と、「報告すること」とあるのは「報告するよう努めること」とする。